様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　　2024年　10月　7日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきかいしゃえぬてぃてぃでーた・びじねす・しすてむず  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ＮＴＴデータ・ビジネス・システムズ  （ふりがな）　こうの　よしはる  （法人の場合）代表者の氏名 河野　吉晴  住所　〒170-0013  東京都豊島区東池袋１丁目１８番１号  法人番号２０１０７０１０２５００４  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ　「ＤＸ推進の取組」 | | 公表日 | 2024年　8月　23　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | URL: https://www.nttdata-bizsys.co.jp/company/dx-promotion.html  記載箇所：  【代表メッセージ】  【NTTデータビジネスシステムズを取り巻く事業環境】  【NTTデータビジネスシステムズDX宣言】 | | 記載内容抜粋 | 【代表メッセージ】  当社の中期経営計画では、新たな価値創造が求められている事業環境に対応するため、今まで以上にデジタルトランスフォーメーション（DX）を強力に推進することを決意いたしました。  私たち自身を変革するOf-DX、お客様へ高度な価値を提供するBy-DX、２つのDXを戦略の軸にすえ、企業変革に向けた施策を展開してまいります。  NTTデータビジネスシステムズの新たなコーポレートブランドは「Ｉｍｆｏｒｃｅ」、私たちは、お客様の課題をジブンゴト（Ｉ’ｍ）として捉え、組織とアセットの力（ｆｏｒｃｅ）を使い、お客様とともに未来を創出していく企業（Ｉｍｆｏｒｃｅ）として、社会に新たな価値を提供し、貢献したいと考えています。  代表取締役社長　河野　吉晴  【NTTデータビジネスシステムズを取り巻く事業環境】  当社を取り巻く事業環境は、これまでにない大きな変化の中にあります。その変化は、非連続かつ不可逆的であり、当社のビジネスに与える影響も大きなものになってきています。  一方で、お客様の事業環境に目を向けると、社会の大きな変化に伴って様々な経営課題が発生しており、その課題解決のため、積極的にデジタル技術を活用していこうとしています。  このような社内外の変化の中で、我々には、従来の強みであるシステム構築力やプロジェクトマネジメント力だけでなく、お客様と一緒になって経営課題を抽出し、社会やステークホルダーを動かして実現する高度な課題解決力が求められています。  事業環境の変化と、それに伴うお客様の期待に応えていくために、従来の強みであるエンジニアリング力をベースに、デジタル技術を積極的に活用し、アセット活用のための基盤構築、価値創造のための業務プロセス改革を進め、お客様や社会の課題を解決するオファリングビジネスの比率を高めてまいります。  【NTTデータビジネスシステムズDX宣言】  　『モノづくり』を超えた、『価値づくり』に向けて、  社員ひとりひとりの知恵やノウハウを集結し、当社自身のケイパビリティを飛躍的に向上させるOf-DXと、  お客様と一緒になってイノベーションを実現し、新たな価値を創造するBy-DXの２つのDXを武器にし、縦横無尽に世界を変えていきます。  Of-DX  自らが「ジブンゴト」として自律し行動できるように、DXを通じて、高付加価値・高生産性の活動を実行していく  By-DX  DXを武器とし、お客様とイノベーションを起こし、新しい価値を創造していく  お客様の課題をジブンゴト（Ｉ’ｍ）として捉え、組織の力（ｆｏｒｃｅ）を使い、お客様とともに未来を創出するプライムパートナを目指します | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 経営会議にて承認されたＤＸ戦略方針に基づき作成・公表しています。  経営会議は『経営会議規定』において「事業の基本方針その他経営に関する重要事項について協議を行い、会社経営の基本的戦略を確立し、その円滑な遂行を図ることを目的とする」として定められています。  また『権限規定』において「取締役会決議を要するとされた事項以外のものについて、経営会議における議を経て、意思決定を行う」としています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ　「ＤＸ推進の取組」 | | 公表日 | 2024年　8月　23　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | URL: https://www.nttdata-bizsys.co.jp/company/dx-promotion.html  記載箇所：  【社内の価値創造『Of-DX』】  【価値の提供『By-DX』】 | | 記載内容抜粋 | 【社内の価値創造『Of‐DX』】  私たち自身の業務活動を、デジタル技術によって変革し、組織の持つ力を向上させる  『Of-DX』とは、私たち自身の変革です。  経営者や社員の能力、技術力や営業力、お客様からの信頼など、個々人の持つ経験や知恵・ノウハウを組織知として活用できるように変革していきます。  それにより、組織の持つ力の最大化を図ります。  ナレッジを価値に変換する仕組みを構築し、他社に負けない優位性の確保を目指す  　社内に点在する知見やノウハウを、『ナレッジ』として蓄積。蓄積したナレッジを組み合わせ、価値の源泉となるものを『アセット』として蓄積・管理していきます。ナレッジを活用する文化の醸成も含め、ナレッジを価値に変換する仕組みを構築していきます。  　アセットを活用した業務改革による圧倒的な効率化や、組織間コラボレーション活性化による組織パフォーマンスの最大化など、他社に負けない優位性を確立していきます。  【価値の提供『By‐DX』】  顧客や社会起点で課題を定義し、アセットを武器に伴走支援で変革を実現する  『By-DX』とは、デジタル技術によりお客様・社会の変革を促進するための提案（オファリング）を提供することです。  顧客や社会起点で、Foresightを意識した真の課題発見・分析を行い、解決に向けてはアセットを活用してより高い付加価値提供を行っていきます。  これまでにない価値の提供へ。  知的資本を活用した顧客提供価値の高度化  　アセットの活用により顧客にとっての価値を最大化したオファリングを提供し、『システムを正確につくること』だけでなく『お客様変革に向けた課題を解決する会社』として価値を提供していきます。  　そして、変革のために何よりも大事なことは継続していくことです。  我々は顧客志向に立った伴走支援を行うことで継続的な変革を支援していきます。  【of-DX右図の説明補足】  特にOf-DXでは、社内業務改革として以下項目においてデータを活用し負荷軽減、効率化を実現しています。  ●社内問合せの負荷軽減  ●経営の意思決定効率化  ●価値提案の効率化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 経営会議にて承認されたＤＸ戦略方針に基づき作成・公表しています。  経営会議は『経営会議規定』において「事業の基本方針その他経営に関する重要事項について協議を行い、会社経営の基本的戦略を確立し、その円滑な遂行を図ることを目的とする」として定められています。  また『権限規定』において「取締役会決議を要するとされた事項以外のものについて、経営会議における議を経て、意思決定を行う」としています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ　「ＤＸ推進の取組」  【当社DX推進体制】  【人財育成に関する方策】 | | 記載内容抜粋 | 【当社DX推進体制】  幣社では、202２年7月にＤＸを推進するために、「デジ タルイノベーション推進室」を設立しました。  デジタルイノベーション推進室がHUBとなり全社のDX戦略の実現に向けて、関係部署を巻き込みつつ推進しています。  【人財育成に関する方策】  ２つのDXを推進するためには、デジタル技術に関してのスキルに加え、業務を改革していくためのリーダーシップやマネジメント力を持った人財（デジタル対応人財）が必要となります。  弊社では、デジタル対応人財を育成するために、IPAで定義されたデジタルスキル標準をベースとした研修に加えて、実践の場と、社員の探求心/好奇心を向上させる経験の場を提供することで、ビジネス変革をリードしていくデジタル対応人財の育成・確保を進めてまいります。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ　「ＤＸ推進の取組」  【ITシステム・デジタル技術活用環境の整備に関する方策】 | | 記載内容抜粋 | ２つのDXを推進していくためには、社内に蓄積されたナレッジを自由に使える環境が必要となりますが、その環境が備えるべき要件は以下の通りと考えています。   * + 場所やデバイスを問わずにアクセスできること   + 社員のナレッジを共有し、再利用できる仕組みであること   会社の業務活動がモニタリングでき、迅速な判断ができること  この要件を実現するため、以下のようなシステム環境整備を進めていきます。  ①アセットやナレッジの収集、事業活動データの収集  　収集した情報を検索・活用できる環境の提供  ②NTTデータグループのナレッジ基盤との連携強化  ③社員をつなぐコミュニケーション基盤 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ　「ＤＸ推進の取組」 | | 公表日 | 2024年　8月　23　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | URL: https://www.nttdata-bizsys.co.jp/company/dx-promotion.html  記載箇所：  【KPIの策定】 | | 記載内容抜粋 | DX宣言の実現に向けての進捗評価として、以下項目をKPIとして管理していきます。  ①デジタル対応人財数  デジタルスキルの習得と実践の場の提供により、デジタル対応人財を確保・育成します。  必要なスキルセットを持っている人財数をカウントしていきます。  ②アセット数  社員の持つノウハウやソリューションを社内で共有・活用することで、組織としての知的資本（アセット）として昇華し、価値創造の源泉とします。  実際にアセットとして登録し活用できる状況になった件数をカウントしていきます。  ③オファリングビジネスの展開数  顧客の経営課題や社会課題を効果的に解決するために、アセットを活用したオファリングのビジネス展開数とします。  オファリングを活用し、提案した数をカウントしていきます。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　8月　23　日 | | 発信方法 | 当社ホームページ　「ＤＸ推進の取組」  URL:https://www.nttdata-bizsys.co.jp/company/dx-promotion.html  【代表メッセージ】  【デジタルイノベーション推進室長メッセージ】 | | 発信内容 | 【代表メッセージ】  当社の中期経営計画では、新たな価値創造が求められている事業環境に対応するため、今まで以上にデジタルトランスフォーメーション（DX）を強力に推進することを決意いたしました。  私たち自身を変革するＯｆ-DX、お客様へ高度な価値を提供するＢｙ-DX、２つのDXを戦略の軸にすえ、企業変革に向けた施策を展開してまいります。  NTTデータビジネスシステムズの新たなコーポレートブランドは「Ｉｍｆｏｒｃｅ」、私たちは、お客様の課題をジブンゴト（Ｉ’ｍ）として捉え、組織とアセットの力（ｆｏｒｃｅ）を使い、お客様とともに未来を創出していく企業（Ｉｍｆｏｒｃｅ）として、社会に新たな価値を提供し、貢献したいと考えています。  代表取締役社長　河野　吉晴  【デジタルイノベーション推進室長メッセージ】  急速に進化するデジタル技術がビジネス環境を劇的に変えており、従来のシステムやプロセスではもはや競争力を維持することが難しくなっています。  　当社はDXを単なる技術導入に留めず、ビジネスモデルの根本的な変革を目指し、お客様と共に新たな価値創出の実現を目指しています。  　「Of-DX」と呼ぶ、自社の業務変革を推進する一方で、「By-DX」と呼ぶ、お客様の迅速かつ柔軟な変化への対応と持続的な成長を実現するDX推進の、２つのDXに取り組むことで、お客様と共に未来を切り拓き、新しい価値を創造していきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年8月 | | 実施内容 | 「DX推進指標」自己診断シートに基づく自己点検を実施し結果をDX推進ポータルから提出済。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2010年７月頃　～継続実施中 | | 実施内容 | NTTデータグループセキュリティポリシーに準じたサイバーセキュリティ対策を実施。主な実施内容は以下の通りです。   * NTTデータグループサイバー攻撃防止・検知のためのソリューション導入 * 統一的なセキュリティ基盤を活用した、社内情報システムのゼロトラスト対応の推進 * セキュリティ管理者を対象としたインシデント対応訓練の実施 * 全社員を対象とした標的型メール訓練の実施   全社員を対象とした改正個人情報保護法対応に関するE-lerningの実施、改正法にもとづく個人情報自主点検の実施 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。